大阪公立大学 創薬科学研究科 研究生募集要項

2026 年 7 月 1 日改訂

１．登録資格

研究生として登録ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１） 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者

（２） 修士の学位又は学校教育法第 104 条第 3 項の文部科学大臣の定める学位(以下「修士等の学位」という。)を有する者

（３） 研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（４） 研究科において修士等の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

２．申請方法

研究生として登録を申請する者は、事前に希望する指導教員と面接またはそれに準ずることを行い研究題目など決定し、受入れの承諾を得ておくこと。

希望する指導教員から創薬科学研究科教務担当に承諾書を提出し受理された後、創薬科学研究科教務担当から申請者へ申請方法を案内するので、検定料を納付のうえ、Web 申請フォームより手続きを行ってください。

３．提出書類（No.2～8 は、PDF でアップロードしてください。）

No.	提出書類	提出方法	備考
1	研究願	Web	本学所定の Web 申請フォームより入力 ※受入れの承諾を得た方のみ申請可能
2	最終出身学校の卒業（修了）証明書又は同見込み証明書　※１	Web および原本	本学から出身大学に事実確認の照会を行う場合がある
3	在職証明書　※１	Web および原本	有職者のみ必要
4	これまでの研究内容	Web	様式自由　①～③を明記すること ①氏名 ②研究題目 ③研究内容 （日本語 2,000 字程度又は英語 800 字程度）
5	今後の研究計画書	Web	同上
6	雇用主の承諾書	Web	有職者のみ必要　様式自由
7	査証（ビザ）のコピー ※２	Web	外国人留学生のみ必要

8	検定料の振込金兼手数料受取書　※３	Web	振込日が明記されているもの

※１　来学時初日に創薬科学研究科担当（12．問い合わせ先）まで原本を提出してください。

※２　在学期間中に有効な査証（ビザ）のコピーを提出してください。
海外在住で、査証（ビザ）のコピーを提出できない場合は、パスポートのコピーを提出してください。もしどちらも提出できない場合は、その旨を指導教員に申し出てください。

※３　振込依頼書にて、最寄りの三井住友銀行から振り込んでください。(ATM 不可)。
振込時の「振込金兼手数料受取書」に取扱銀行の出納印が押印されていることを確認し、提出してください。

４．申請受付期間

（１）　申請時に日本国籍又は日本国の在留資格を有する者
４月登録：２月末まで
10 月登録：８月末まで

（２）　申請時に日本国の在留資格を有していない者
４月登録：前年の 12 月 10 日まで
10 月登録：７月 10 日まで

注意：在留資格取得に際し、２か月程度の期間を要する場合があるため早めに申請してください。

５．在学期間

４月～１年以内
10 月～１年以内

ただし、研究科教授会において特別な事由があると認めた場合はこの限りではありません。（９．在学期間の延長を参照）

６．選考方法

本学の教育に支障をきたさない範囲内で、研究科教授会において選考の上、学長がこれを決定する。

７．登録手続

選考に合格した者には、登録許可通知書と登録手続書類を送付するので、指定する日時までに、登録手続書類を提出先へ提出してください。詳細については、合格後に案内します。

８．検定料・登録料・授業料

検定料、登録料及び授業料は現在の内容であり、改定が行われた場合は、改定後の金額が適用されます。

（１） 検定料　9,800 円

（２） 登録料　府民及びその子：84,600 円　その他：114,600 円

※「府民及びその子」とは

・研究生本人が研究期間開始日の１年以上前から引き続き大阪府内に住民票がある者

・上記に該当しないが、研究生本人と同一戸籍にある父母のいずれかが研究期間開始日の１年以上前から引き続き大阪府内に住民票がある者

・日本国籍を有しない者も同一の要件とする

（３） 授業料　月額 29,700 円

※当該学期（前期：４月～９月、後期：10 月～３月）に属する在学月数分

授業料の支払いは、６ヶ月月単位（前期・後期の年２回）で納入となります。

注意：納付後の検定料、登録料及び授業料は、次の事由以外は返還しません。

・検定料または登録料を支払ったが、登録申請または登録手続きをしなかった場合

・登録申請書類または登録手続書類が不備等により受理されなかった場合

・重複して検定料または登録料を支払った場合

・その他、本学の事由によって、登録申請または登録許可をやむを得ず取り消す場合

９．在学期間の延長

研究科教授会において特別な事由があると認めた場合は、１年を限度として、学長が延長を許可することがります。また、延長を許可された者で、延長後、特に必要があると認めた場合には、１年を限度として、学長が再延長を許可することがあります。

在学期間の延長若しくは再延長の許可を受けようとする者は、在学期間満了の１ヶ月前までに研究期間延長願を提出先まで提出してください。

10. 研究の終了

研究生は、所定の期間在学し、その研究を終了した場合は、研究成果の概要等を記載した研究報告書を提出先まで提出してください。

11. その他

・研究生として登録を許可した者について、本学の秩序を乱したとき又は登録資格等を偽ったと認めるときは、登録を許可した日にさかのぼって許可を取り消す場合があります。

・本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく、安全保障輸出管理に関する規程を定め、物品の輸出及び技術の提供の観点から厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

12. 書類提出・問い合わせ先

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1-1（中百舌鳥キャンパス A3 棟 2 階）
大阪公立大学 教育推進課 創薬科学研究科担当
Tel：072-254-8396
Mail：gr-kyik-dds@omu.ac.jp
窓口開室時間：平日（土･日･祝日を除く）9 時～12 時、13 時～17 時